

現 場 説 明 書

1 業 務 名 員 南処理工場煙突部他解体撤去工事に係る調査計画設計業務委託
2 監 督 員 資源循環部 資源循環施設課

説 明 事 項

1. 入札等に関する事項について

- (1) この業務の入札又は見積(以下「入札等」という。)は、業務委託契約書又は業務委託請書(以下「契約書等」という。)、入札公告又は指名競争入札執行通知書及びこの説明書に記載する条件により、横須賀市の契約規則、契約履行規則及び工事等検査規則(以下「契約規則等」という。)に従って行う。
- (2) 入札等後は、設計書、仕様書及び図面(この説明書及び質問回答書を含む。以下「設計図書」という。)、契約書等若しくは契約規則等の内容又は施工場所の状況について、不明等を理由として異議の申立てはできないので、入札等前に十分究明すること。

2. 前払金について

前払金 する しない
前払金を受けようとする場合は、その旨を申し出ること。

3. 部分払について

部分払 する(一回以内) しない

4. 繼続事業に係る業務の各会計年度別支払限度額について

- (1) 繼続事業に係る業務の各会計年度における委託代金額の支払限度額及び前払金の割合は、次のとおりである。

会計年度	支払限度額 (委託代金額に対する割合)	前払金
初 年 度 (年度)	— %	支払限度額・委託代金額 の — %
第 2 年 度 (年度)	— %	支払限度額・委託代金額 の — %
第 3 年 度 (年度)	— %	支払限度額・委託代金額 の — %

- (2) 各会計年度における委託代金額の支払限度額は、受託者決定後業務委託契約書を作成するまでに受託者に通知する。

5. 契約に関する事項について

(1) 設計図書関係

- ア 土木工事等の場合における工種別等の契約数量は、設計書の数量の内訳書に表示された数量による。
- イ 仮設、工法等工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者の責任において定めること。
- ウ 契約の締結にあたっては、契約書等に設計図書を袋とじし、割印をすること。ただし、図面が大型等の場合にあっては、別冊とすること。

(2) 提出書類関係

- | | |
|----------------------|-----------------------------------|
| 予 委託代金内訳書 | 要提出(契約締結後7日以内)
提出不要 |
| イ 工 程 表 | 要提出(契約締結後7日以内)
提出不要 |
| ウ 着 手 届 | 着手後5日以内に提出すること。 |
| エ 現場代理人及び
主任技術者等届 | 契約までに現場代理人及び主任技術者等の経歴書も同時に提出すること。 |
| オ 下 請 負 者 届 | 下請負を発注の都度、提出すること。 |

力直営工事届

下請負を発注しない又はその予定がない場合は、遅滞なく提出すること。

(3) 監督員通知関係

監督員を2人以上置くこととした場合において、権限を分担させるときは、各監督員の権限の内容を別に通知する。

(4) 支給材料、貸与品関係

ア 支 給 材 料	あり	なし
イ 貸 与 品	あり	なし

(5) 条件変更等の関係

業務の施行に当たり、設計図書と現場の状態とが一致しないこと等の事実を発見したときは、単に事実関係のみでなく、設計図書の訂正に必要な資料、図面等を添付した書面で通知すること。

(6) 設計変更等の関係

必要により業務内容を変更する場合は、原則としてその必要が生じた都度契約変更の手続を行うが、軽微なものは監督員の指示により業務内容の変更を行い、これに伴う契約変更の手続は、履行期間の末に行う。

(7) 部分引渡し関係

部分引渡し指定部分	あり	なし
-----------	----	----

6. テクリスの登録について

受託者は、受注時又は変更時及び完了時において委託代金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)入力システムに基づき、監督員に登録内容の確認を受けた後に、(一財)日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

ただし、建築関係業務においては、対象外となる場合があるので監督員と協議すること。

また、(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が受託者に届いた際には、直ちに監督員に提出しなければならない。

登録申請の期限は、次のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後10日以内とする。
- (3) 施行中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。
- (4) 変更時と完了までの間が10日間に満たない場合は、監督員の承諾を得て変更時の提出を省略できるものとする。

7. 下請負者について

下請負者を使用する場合には、市内業者を優先的に選定するように配慮すること。

8. 一括下請けの禁止について

受託者は、本業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

9. 技術的事項について(別紙)

業務委託仕様書

業務名	南処理工場煙突部他解体撤去工事に係る調査計画設計業務委託
履行場所	横須賀市神明町 2187 番地
履行期間	契約締結の日から令和 3 年 3 月 15 日
委託概要	本業務は、南処理工場煙突部他解体撤去工事に係る調査計画設計業務を委託するものである。
業務概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. 有害物質調査報告書の作成 2. 解体撤去工事計画書の作成 3. 解体撤去工事発注図書の作成 4. 財産処分報告書の作成
解体工作物概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. 対象 <ul style="list-style-type: none"> ・ 煙突（基礎より上部）× 3 炉分 ・ 煙道（屋外露出部）およびその支持柱（基礎より上部）× 3 炉分 2. 煙突高さおよび内径 <ul style="list-style-type: none"> ・ 仕上り地盤 +170m ・ 内径 1.6m 3. 煙突構造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 三脚形鋼製煙突 4. 煙突材質 <ul style="list-style-type: none"> ・ 筒身 : SS400 ・ 頂部ノズル : SUS316L ・ 内部 : キャスタブルライニング
業務要領及び内容	別紙、「南処理工場煙突部他解体撤去工事に係る調査計画設計業務委託特記仕様書」による。
その他	

南処理工場煙突部他解体撤去工事に係る調査計画設計業務委託 特記仕様書

第1章 総則

1. 業務委託名

南処理工場煙突部他解体撤去工事に係る調査計画設計業務委託

2. 業務目的

横須賀市（以下「本市」という。）が計画している南処理工場煙突部等の解体撤去工事を行うにあたり、有害物質等の調査及び分析を行い、解体撤去工事を発注するために必要な書類を作成することを目的とする。

3. 履行場所

横須賀市神明町2187番地

4. 履行期間

契約締結の日から令和3年3月15日

5. 仕様書の適用

本仕様書は『南処理工場煙突部他解体撤去工事に係る調査計画設計業務委託』に適用する。

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、本市と受託者で協議の上決定するものとするが、それが業務遂行上必要であるものについては、受託者の責任において完備すること。

6. 業務計画及び提出資料

受託者は、本契約締結後速やかに本市と十分な打合せを行い、各工程についての業務計画を立案するとともに、下記の各号に掲げる書類を提出して本市の承認を得て業務を行うこと。また、これらを変更しようとする場合も同様とする。

計画及び設計等の進捗にともない、実施の必要性に疑義が生じた項目については、速やかに本市に報告すること。

- (1) 工程表
- (2) 業務計画書（業務管理体制、作業計画等を明記）
- (3) 技術者届及び業務経歴書（資格証及び雇用関係を証明する書類の添付）

7. 技術者要件

受託者は、業務の円滑な進捗を図るため、十分な経験と知識を有する者を現場代理人、管理技術者及び照査技術者として配置すること。また、現場代理人、管理技術者及び照査技術者は、本業務完了まで原則同一者を配置するものとするが、やむを得ず変更せざるを得ない事由が生じた場合には、前任者と同様の経験を有する者を配置することを条件に、本市の承諾を得て変更することができるものとする。

- (1) 現場代理人については、管理技術者と兼務してもよい。
- (2) 管理技術者は、技術士法で定める技術士（総合技術管理部門の衛生工学）の資格を有すること。
- (3) 照査技術者は、技術士法で定める技術士（衛生工学部門の廃棄物管理、廃棄物管理計画又は廃棄物処理）の資格を有すること。

8. 疑義

受託者は、業務の遂行中に疑義が生じた場合には、本市と協議して決定すること。

9. 秘密の厳守

本業務を行うにあたり、そこで知りえた内容及び資料、また本業務で提出する成果品は、本市の許可なく外部に公表、貸与及び譲渡等をしてはならない。また、複製することを禁じるとともに、中立性を厳守しなければならない。

10. 受託者の義務

受託者は、本業務を遂行するにあたり、本市と適宜協議を行い、本市の意図及び目的等を十分理解したうえで、適切な人員を配置して進めなければならない。

また、関係法令等を遵守することはもちろん、経済性や安全性等の多角的な視点から業務を捉え、正確にこれを遂行すること。

11. 情報の収集

受託者は、本業務に必要な情報収集、資料作成及び解説を行うものとし、本市はこれに協力する。

12. 資料類の貸与

本業務の遂行上必要となる資料等で本市が保有するものについては、本市が貸与する。この場合、受託者は貸与を受けた資料等のリストを作成し、本市に提出すること。そして、受託者は貸与を受けた資料等の取扱い及び保管に十分注意をはらい、業務完了と共に速やかに返納すること。

13. 調査のための立ち入り

受託者は、調査のために他人の所有する土地、建物等に立ち入る場合、あらかじめ本市を通じて所有者の同意を得たうえで立ち入ることとする。また、障害物の除去及び立木の伐採等も同様とする。

14. 関係機関との協議

受託者は、本市が行う地元住民及び関係機関等との協議や説明において資料作成が必要な場合や受託者の出席が必要な場合には、誠意をもってこれにあたらなければならぬ。

15. 検査

受託者は業務完了後、所定の手続きを経て本市の完了検査を受けること。

本業務は、しゅん工検査の合格を持って終了とするが、成果品納入後、記入漏れ、不備または誤りが発見された場合は、速やかに本市が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を受託者は責任を持って行うこと。また、これにかかる費用は受託者の負担とする。

16. 成果品

受託者は本業務の成果品として、以下の報告書等を提出すること。

- | | |
|---|-----------------|
| (1) 有害物質調査報告書 | 3部(A4判クルミ製本) |
| (2) 解体撤去工事計画書 | 3部(A4判クルミ製本) |
| (3) 解体撤去工事見積報告書(見積仕様書含む) | 3部(A4判クルミ製本) |
| (4) 解体撤去工事発注図書 | 3部(A4判クルミ製本) |
| (5) 財産処分報告書 | 1部(A4判フラットファイル) |
| (6) 議事録 | 1部(A4判フラットファイル) |
| (7) 上記(1)～(6)の電子データ(CD-R Word、Excel及びCADデータ、またそれらのPDFデータ) | |

第2章 業務内容

1. 施設の概要

- (1) 施設名称

南処理工場

- (2) 所在地

横須賀市神明町2187番地

- (3) 建屋等

工場棟、煙突、粗大ごみ処理施設、管理棟、計量機、洗車装置、管理棟と工場棟

を結ぶ渡り廊下、リサイクルハウス等

(4) 焼却施設処理能力

200 t/日 × 3 炉 (3 系列)

(5) 炉形式

全連続燃焼式ストーカ炉

(6) 竣工

昭和 58 年 (1983 年) 9 月

(7) 稼働停止

令和 2 年 (2020 年) 3 月 31 日

2. 有害物質等調査業務報告書の作成

工事発注仕様書作成のための基礎資料とするために、ダイオキシン類、重金属類及びアスベストの調査を行う。

- (1) 受託者は、有害物質調査を行うにあたり、法令を遵守の上安全に十分配慮し、ダイオキシン類、重金属類及びアスベストを現地踏査及び竣工図等の資料より確認、抽出し対象物質の分析調査を実施すること。特にダイオキシン類のばく露を防ぐために、本工場が稼働していた際に規定していた『横須賀市南処理工場ダイオキシン類ばく露防止推進計画』を参考とし、作業を実施すること。
- (2) 受託者は、業務を進めるにあたり必要な資料を収集、整理し、その際、関係する官公庁その他機関との協議等が必要な場合は、速やかに本市と調整し、協議内容を報告しなければならない。
- (3) 試料採取箇所及び数量は、「①サンプリング数量」を基準とする。ただし、調査の結果及び工事計画の内容に応じて分析調査内容を変更する場合は、その内容を本市に説明する資料を提出し、本市の承認を得ること。

① サンプリング数量

i. ダイオキシン類 6 検体 (煙突 3 系列、煙道 3 系列)

ii. 重金属類 6 検体 (煙突 3 系列、煙道 3 系列)

iii. アスベスト 12 検体 (建屋等の解体が必要な場合に適当な箇所)

3. 解体撤去工事計画書の作成

解体撤去工事発注図書作成のために、施設の煙突及び煙道並びに周囲の施設の状況を把握した上で下記について検討を行い解体工事計画書の作成をすること。

なお、解体対象は煙突（基礎より上部）× 3 炉分、煙道（屋外露出部）及びその支持柱（基礎より上部）× 3 炉分を基本とするが、煙突は外筒の無い三脚形鋼製煙突で高さ 170m に及ぶものであり、解体工法によっては周囲の管理棟・渡り廊下及び洗車装置等についても事前の解体撤去が必要となる可能性がある。

このことを踏まえ、解体計画の検討に際しては、各種解体工法におけるコスト、施工に要する範囲等について比較評価を行い計画すること。

- (1) 諸条件及び法規制の整理
- (2) 環境保全目標値
- (3) 解体工事範囲及び対象設備内容
- (4) 作業環境区分等の設定
- (5) 作業中の粉じん等飛散防止及び排水流出防止対策
- (6) 解体工法及び解体手順
- (7) 廃棄物の保管方法及び処理・リサイクルの方法
- (8) 工事期間中の周辺及び作業環境調査方法
- (9) 解体工事工程
- (10) 跡地整備計画
- (11) その他解体工事に必要な検討事項

4. 解体撤去工事発注図書の作成

解体工事計画書を踏まえ、関係法令等を遵守し工事中の安全に留意して、煙突解体撤去の工事発注に必要な書類の作成を行うこと。

(1) 見積依頼用図書の作成

見積仕様書を見積業者に提示するとともに、煙突等解体計画概要書（参考見積含む）を依頼する。見積依頼用資料を作成するとともに、質疑応答等の対応を行うこと。

① 見積仕様書の作成

解体撤去工事計画書で策定した諸条件を基に、見積仕様書の作成を行う。

② 見積用図面の作成

既存図面、既存設計図書において、改修等の経緯から既存構造物の位置関係に図書による揺らぎが生じていることから、見積依頼に必要となる以下の図面について適宜現地調査を行い、CADを用い作図すること。ただし、解体対象物の個別の図面（煙突、煙道及びその支持柱、場合によって必要な管理棟及び渡り廊下等）については既存の図面を基にCADにて電子データ化すること。

i. 現況敷地全体配置平面図

ii. 煙突煙道等の解体工作物の図面

iii. その他必要とする図面

③ 見積内訳書の作成

見積仕様書及び見積図面に基づき、性能発注方式を想定した見積内訳書を作成すること。

④ 見積依頼業者の選定及び依頼方法

見積依頼は受託者で行うこと。ただし、見積先解体事業者の選定、依頼方法の詳細等は本市と協議の上決定すること。

(2) 技術評価

見積依頼用図書を基に複数の解体事業者から見積を徴集すること。また徴集した見積を整理するとともに、技術的な視点からの評価（工事費等を含む）を行うこと。さらに、必要に応じて提出された見積の内容を補足するための解体事業者ヒアリング等を実施し、解体工事発注図書の根拠として纏め、解体撤去工事見積報告書を作成すること。

(3) 解体撤去工事計画書の修正

解体撤去工事見積報告書及び関係部署等との協議結果により、解体撤去工事計画書の変更が生じる場合は、これを修正すること。

(4) 解体撤去工事発注図書の作成

① 工事発注仕様書の作成

解体撤去工事見積報告書を基に、解体撤去工事発注仕様書の作成を行うこと。

② 工事発注用図面の作成

見積用図面を基に、以下の発注用図面を作成すること。

i. 現況敷地全体配置平面図

ii. 煙突煙道等の解体工作物の図面

iii. その他必要とする図面

③ 工事内訳書の作成

解体撤去工事見積報告書を基に工事内訳書を算出し、その他根拠資料の整理をすること。

5. 財産処分報告書の作成

国庫補助事業により取得した財産の処分については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第22条及び「同施行令」第14条の規定により、「廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱」の6において、環境大臣が別に定める期間を経過するまで、環境大臣の承認を受けず財産処分（取り壊し、他施設への転用）を行ってはならないとされている。また、その処分制限期限を定める件（昭和41年7月15日厚生省告示第350号）により定められている。

これをふまえ、国庫補助金申請書及び実績報告書等をもとに、「環境省所管の補助金で取得した財産処分承認基準の整備について」（環企発第080515006号平成20年5月15日環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長）に従い、廃棄物処理施設財産処分報告書の作成を行うこと。

なお、先行工事の対象とする煙突等に限らず、施設全体を対象として作成すること。

6. 議事録の作成

本市と行う打合せまたは、地元住民及び関係機関等との協議や説明会に出席した場合はその都度議事録を作成して提出すること。

横須賀市南処理工場ダイオキシン類ばく露防止推進計画

1 目的

廃棄物焼却施設において作業に従事する労働者がダイオキシン類にばく露することを防止するため、平成13年4月25日に厚生労働省によって「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（以下「対策要綱」という。）が策定された。

本計画は、この対策要綱に基づき、市が運転、点検等作業を行う事業者及び廃棄物の焼却施設を管理する事業者として運転、点検等作業において講ずべき措置を定め、南処理工場で作業に従事する市職員、受託事業者又は関係請負人のダイオキシン類へのばく露防止を推進することを目的とする。

2 対象作業

本計画の対象となる作業（本計画中「運転、点検等作業」という。）は、以下の（1）の対象範囲において行われる（2）の対象作業とする。

（1）対象範囲

対象範囲は工場棟炉室を中心とした範囲とし、別図-1～6に示す。

別図のとおり、以下のア～ウは除外し、エ及びオは編入する。

ア 公共スペース

海側・山側階段、廊下、エレベーターホール、トイレ等

イ 炉室とドア等で区切れる場所

脱気器室、押込送風機室等

ウ 炉室と接しているが反対側が大気開放されている場所

蒸気コンデンサ室等

エ 炉室とドア等で区切れるが、他作業との関連で対象とした場所

— ガス再循環送風機室

オ 排ガスが通過する場所（ただし、別図での表示はしない）

排ガスダクト内部、誘引通風機内部等

（2）対象作業

対象作業は次の作業とし、詳細は別紙1のとおりとする。

ア ぱいじん及び焼却灰その他の燃え殻の取扱い業務に係る作業

(ア) 焼却炉、集じん装置等の内部で行う灰出しの作業

(イ) 焼却炉、集じん装置等の内部で行う設備の保守点検等の作業
の前に行う清掃等の作業

(ウ) 焼却炉、集じん装置等の外部で行う焼却灰の運搬、飛灰（ぱい
じん等）の固化等の焼却灰、飛灰等を取り扱う作業

(エ) 焼却炉、集じん装置等の外部で行う清掃等の作業

(オ) 焼却炉、集じん装置等の外部で行う上記(ア)及び(イ)の作
業の支援及び監視等の作業

イ 焼却炉、集じん装置等の設備の保守点検等の業務に係る作業

(ア) 焼却炉、集じん装置等の内部で行う設備の保守点検等の作業

(イ) 焼却炉、集じん装置等の外部で行う焼却炉、集じん装置その他

の装置の運転、保守点検等の作業

- (ウ) 焼却炉、集じん装置等の外部で行う上記（ア）の作業の支援、監視等の作業

（参考）

耐火煉瓦の取替え等、定期的に行う点検補修作業で大規模な撤去を伴わない作業については、上記アの作業に含める。

（3）適用除外

以下については、本計画における対象作業に含めない。

ア 確認

- (ア) 焼却炉内燃焼状態の目視確認
(イ) 火報・警報発報時の現場確認等の緊急性が高い行為

イ 軽微な操作

明らかに数分で終了する定常的な運転操作

- (ア) ボトムブロー
(イ) 空調機運転停止
(ウ) 助燃バーナー運転停止
(エ) I T Vエアーブロー
(オ) レベルセンサーエアーブロー
(カ) 後燃焼ストーカエアーブロー

ウ 通過

対象範囲でない場所に行くために対象範囲を通る場合

3 推進体制

1の目的を達成するための推進体制は次のとおりとする。

（1）市における推進体制

ア ダイオキシン類対策委員会

南処理工場に産業医、衛生管理者及び次に定めるダイオキシン類対策責任者等で構成する「ダイオキシン類対策委員会」（以下「対策委員会」という）を設置し、本計画を推進する。

イ ダイオキシン類対策責任者

本計画を推進するために、工場長をダイオキシン類対策責任者とする。なお、ダイオキシン類対策責任者の不在時等の代務者については、事前にダイオキシン類対策責任者が指名する。

ウ 作業指揮者

ダイオキシン類対策責任者が指名する主査等を作業指揮者とし、運転、点検等作業に従事する市職員の保護具の着用状況及び保護具・工具の管理を確認する等、ダイオキシン類へのばく露防止対策を指揮する。

エ 受託事業者又は関係請負人等との協議組織

運転、点検等作業の全部又は一部を他に委託し、又は請負人に請け負わせる場合には、関係事業者（本計画中「受託事業者又は関係請負人」という）が参画する協議組織を設置する。

- (2) 受託事業者又は関係請負人における推進体制
受託事業者又は関係請負人はダイオキシン類対策実施責任者及び作業指揮者を選任し、市に別紙2の様式で提出する。

4 特別教育の実施

(1) 教育内容

作業に従事する市職員に対して、次に掲げる要項について、特別教育を実施する。

- ア ダイオキシン類の有害性について
- イ 作業の方法及び事故の場合の措置について
- ウ 作業開始時の設備の点検について
- エ 保護具の使用方法について
- オ その他ダイオキシン類へのばく露の防止に関し必要な事項

(2) 実施時期、対象者等

特別教育の実施時期、対象者等については次のとおりとする。

教 育 名	実 施 時 期	対 象 者
特別教育	作業従事前 (工場の実情に合わせ実施)	運転、点検等作業に従事する者
	転入時	転入職員、新規職員
	工場内作業着手時	受託事業者又は関係請負人
	隨時	必要と認められる者

(3) 講師

特別教育を実施する講師は、原則として次のとおりとする。

- ア 市職員に対する教育
ダイオキシン類対策責任者が指名する者
- イ 受託事業者又は関係請負人に対する教育
3の(2)に定めるダイオキシン類対策実施責任者等

(4) 記録

特別教育を実施した場合には、日時、受講者名、内容等について、特別教育実施記録を作成し、5年間保存する。

5 空気中のダイオキシン類濃度の測定

(1) 空気中のダイオキシン類の測定

- ア 運転、点検等作業が常時行われる作業場について、空気中のダイオキシン類濃度の測定を6ヶ月以内ごとに1回行う。また、市が必要と認めた場合には受託事業者又は関係請負人は対象作業場について、空気中のダイオキシン類濃度の測定を行わなければならない。
- イ 測定方法の詳細については、対策要綱の別紙「空気中のダイオキシン類濃度の測定方法」に定められた方法に基づく。

(2) 測定結果の保存

- ア 測定者、測定場所を示す図面、ダイオキシン類濃度等を記録し、30年間保存する。

イ 受託事業者又は関係請負人がダイオキシン類濃度の測定を行った場合には、その測定結果を市に提出する。

(3) 管理区域の決定

管理区域の決定については、対策要綱の別紙2「作業環境評価基準に準じた管理区域の決定方法」に定められた方法に基づく。

(4) 管理区域の決定に対する措置

上記の(3)において、第2管理区域（作業環境管理にお改善の余地があると判断される状態）又は第3管理区域（作業環境管理が適切でないと判断される状態）となった作業場においては、次に掲げる方法等により、焼却灰等の粉じん及びガス状ダイオキシン類の発散を防止する対策を行う。

ア 燃焼工程、作業工程の改善

イ 発散源の密閉化

ウ 作業の自動化や遠隔操作方式の導入

エ 局所排気装置及び除じん装置の設置

オ 作業場の湿潤化

(5) 受託事業者又は関係請負人への周知

(1) により実施したダイオキシン類の濃度測定結果等については、作業実施前に受託事業者又は関係請負人へ周知を行う。

6 保護具の使用

(1) 保護具の選定

保護具の選定については別紙1に定めるほか、対策要綱の別紙3「保護具の区分」及び別紙4「運転、点検等作業における空気中のダイオキシン類濃度の測定結果による保護具の選定」に定められた方法に基づき、適切な保護具を選定する。

(2) 保護具の管理

ア 市職員は呼吸用保護具等の正しい着脱方法等について訓練を行う。

イ 市職員は作業従事前に、保護具の着用状況の確認を相互に行う。

ウ 保護具の着脱は運転、点検等作業が行われない場所で行う。

エ 保護具の日常保守点検は、取扱説明書等に従い適切に行う。

オ ダイオキシン類に汚染されたおそれのある保護具等については、使い捨ての場合等を除き、洗浄水の排出先が排水処理施設である場所（灰搬出場等）において、清水、中性洗剤等により洗浄する。

カ 使い捨ての保護具については、二次汚染がおきないよう焼却処分等、適正に処理する。

キ 運転、点検作業で使用した工具についても、オ及びカと同様の対応を図る。

(3) 市職員の対応

市職員は、保護具の適切な使用及び適正な管理を徹底することにより、自らダイオキシン類へのばく露防止を図る。

7 発散源の湿潤化と二次汚染の防止

- (1) 運転、点検等作業を行う場合は、可能な限り作業場についてダイオキシン類を含む物の発散源を湿潤な状態にすると共に、二次汚染の防止を図る。
- (2) 2の対象作業で定めた焼却炉及び集じん装置等の内部作業等を行うことにより二次汚染が発生する恐れがある場合は、外部にダイオキシン類を含む物が発散しないように養生すると共に、内部との出入口付近に湿潤化した足拭きマット及び電気掃除機を準備する。
- (3) 上記(2)の作業終了後は、足拭きマットと電気掃除機を用いて、速やかに靴、服及び保護具等の汚染を取り除く。
- (4) 運転、点検等作業及び上記(3)の汚染除去が終了した場合は、速やかにエアーシャワーを使用し、運転、点検等作業が行われない場所が汚染されないようにする。

8 健康管理

(1) 一般健康診断の実施

労働安全衛生法に基づく一般健康診断を確実に実施する。

(2) 不安を訴える市職員への対応等

- ア ダイオキシン類へのばく露による健康不安を訴える市職員に対して、産業医等の意見を踏まえ、必要があると認める場合には、就業上等の措置を適切に行うものとする。
- イ 事故等により、市職員がダイオキシン類に著しく汚染され、又はこれを多量に吸入したおそれがある場合は、速やかに当該市職員に医師による診察又は処置を受けさせるものとする。
- ウ 上記イの場合には、必要に応じて、当該市職員の血中ダイオキシン類濃度測定を行い、その結果を記録して30年間保存するものとする。

9 就業上の配慮

女性労働者については、母性保護の観点から運転、点検等作業における就業上の配慮を行うものとする。

10 噫煙等の禁止

運転、点検等作業が行われる作業場では、市職員が喫煙し、又は飲食することを禁止する。

11 受託事業者又は関係請負人への対応

- (1) 市は、対象作業の全て又は一部を他に委託し、又は請負人に請け負わせる場合には本計画に定める事項等ダイオキシン類へのばく露防止に関する必要事項を仕様書に記載する等の方法により、受託事業者又は関係請負人に周知徹底を図らなければならない。
- (2) 受託事業者又は関係請負人は、3の(2)に基づき選任したダイオキ

シン類対策実施責任者及び作業指揮者を中心に、運転、点検等作業に従事する作業者がダイオキシン類にはばく露しないよう本計画を遵守すると共に、本計画中の市職員を当該作業者に読み替え、適切な措置を講じなければならない。

- (3) 受託事業者又は関係請負人は、市が必要と認めた場合には別紙2に加えて、ダイオキシン類へのばく露を低減させるために講ずる具体的措置等を定めた「ダイオキシン類ばく露防止作業計画」を作成し、作業着手前に市に届け出なければならない。

附則（平成13年8月1日）

(1) 施行期日

本計画は平成13年8月1日から施行し、平成11年基発688号通知に基づく「南処理工場ダイオキシン類ばく露防止推進計画」は本計画の施行により廃止する。

(2) 保護具の規定について

本計画中、保護具の規定については、保護具の整備完了後に施行する。

(3) 試行期間について

本計画の施行後、数ヶ月を試行期間とし、その後に必要に応じて改定を行う。

附則（平成13年8月31日）

(1) 施行期日

本計画は平成13年9月10日より施行する。

別紙1

作業区分	対象作業	保護具
3	・焼却炉、集じん装置等の内部作業 (作業区分2の作業を除く)	レベル3(対策要綱別紙3のとおり) ・エアラインマスク ・密閉型防護服(耐水性)等
2	・焼却炉、集じん装置等の点検、清掃終了後の内部点検、委託、工事等の検査等 ・吸収塔内部点検清掃 ・ガス再加熱器、排ガスダクト内部清掃終了後の補修作業	レベル2(対策要綱別紙3のとおり) ・防じん防毒併用タイプ呼吸用保護具 ・密閉型防護服(JIST8115) ・化学保護手袋(JIST8116) ・安全靴 ・長袖、長ズボン、手袋 ・ヘルメット ただし、空気中のダイオキシン類濃度の測定結果が第3管理区域であれば レベル3
1	・焼却炉、集じん装置等の運転、保守等外部作業 (ダスト搬出コンベアーからばいじん処理装置までの内部点検・補修作業、分析計校正、床清掃等) ・焼却炉、集じん装置等の内部作業支援作業 (マンホール外部周辺にて炉内、集じん装置内作業の支援監視業務等) ・焼却灰等の固化、運搬取扱作業 (脱水ケーキ取扱作業、灰クレーンバケット清掃、灰運搬ダンプ荷台清掃作業等) ・炉室内巡回点検 ・排水槽(原水槽、濃縮汚泥槽)内部点検清掃作業	レベル1(対策要綱別紙3のとおり) ・防じんマスク (型式検定合格品で取替式かつ、粉じん捕集率の高いもの) ・粉じんの付着しにくい作業着、保護手袋 ・安全靴 ・ヘルメット ただし、空気中のダイオキシン類濃度の測定結果のガス体ダイオキシン類が1 pg-TEQ/m ³ を超えるとレベル2、また、第3管理区域であれば レベル3
備考	・高所作業又は臨時作業における保護具は対策要綱による。 ・ごみクレーン、灰クレーン、排水処理施設の運転及び点検等の作業は対象作業とせず、保護具等は南処理工場安全作業基準による。	

年 月 日

横須賀市長

様

印

ダイオキシン類対策実施責任者及び作業指揮者選任届

横須賀市南処理工場において作業を行う場合には、平成13年4月25日に厚生労働省から通知された「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」及び「横須賀市南処理工場ダイオキシン類ばく露防止推進計画」を遵守し、作業者へのダイオキシン類ばく露防止措置を図ります。

また、「横須賀市南処理工場ダイオキシン類ばく露防止推進計画」に基づき、下記の者をダイオキシン類対策実施責任者及び作業指揮者に選任すると共に、同計画の3(1)エで定める協議組織に参画します。

記

ダイオキシン類対策実施責任者_____

連絡先_____

作業指揮者_____

連絡先_____

作業指揮者_____

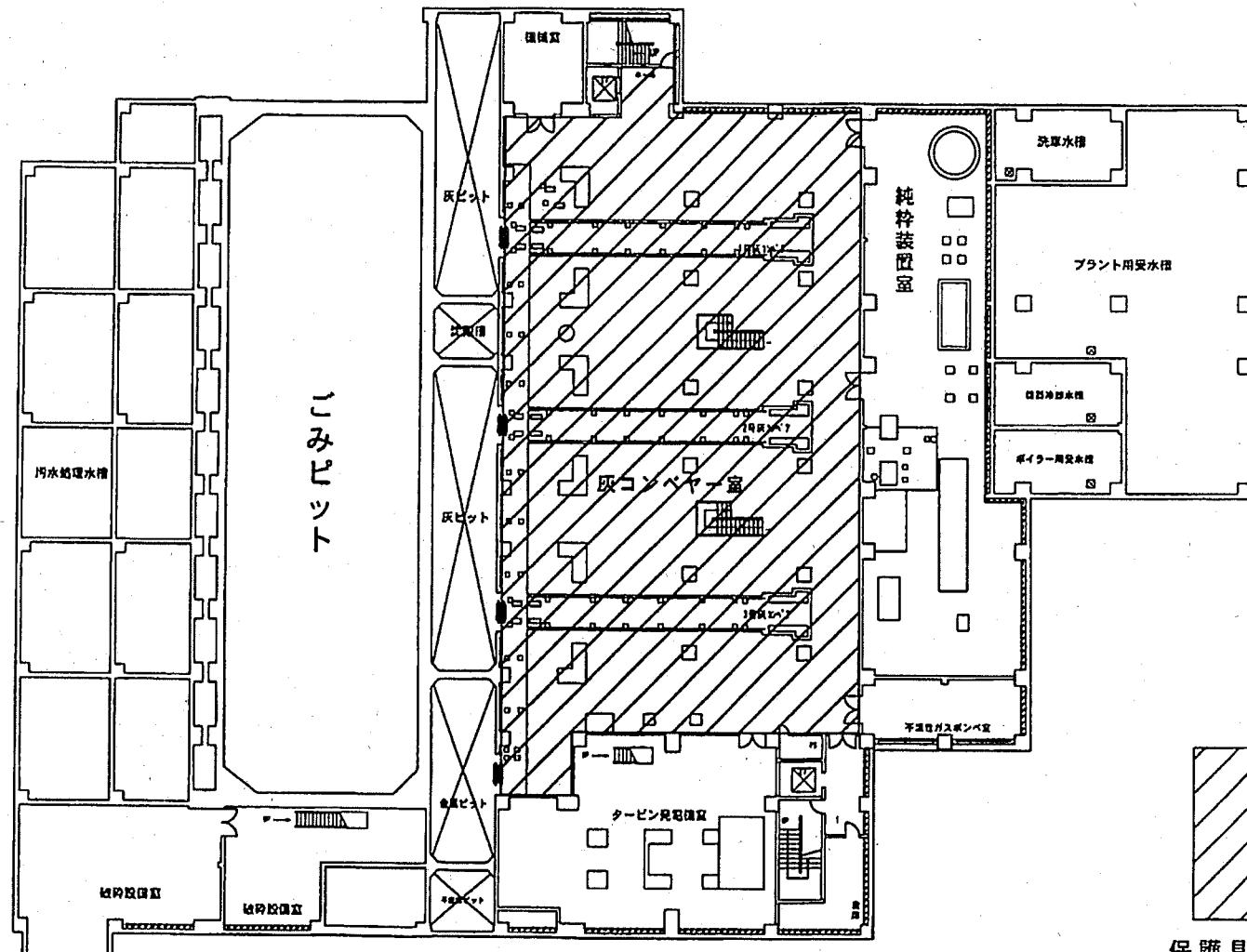
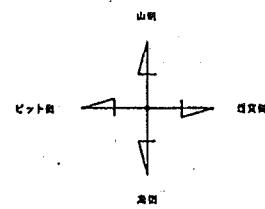
連絡先_____

作業指揮者_____

連絡先_____

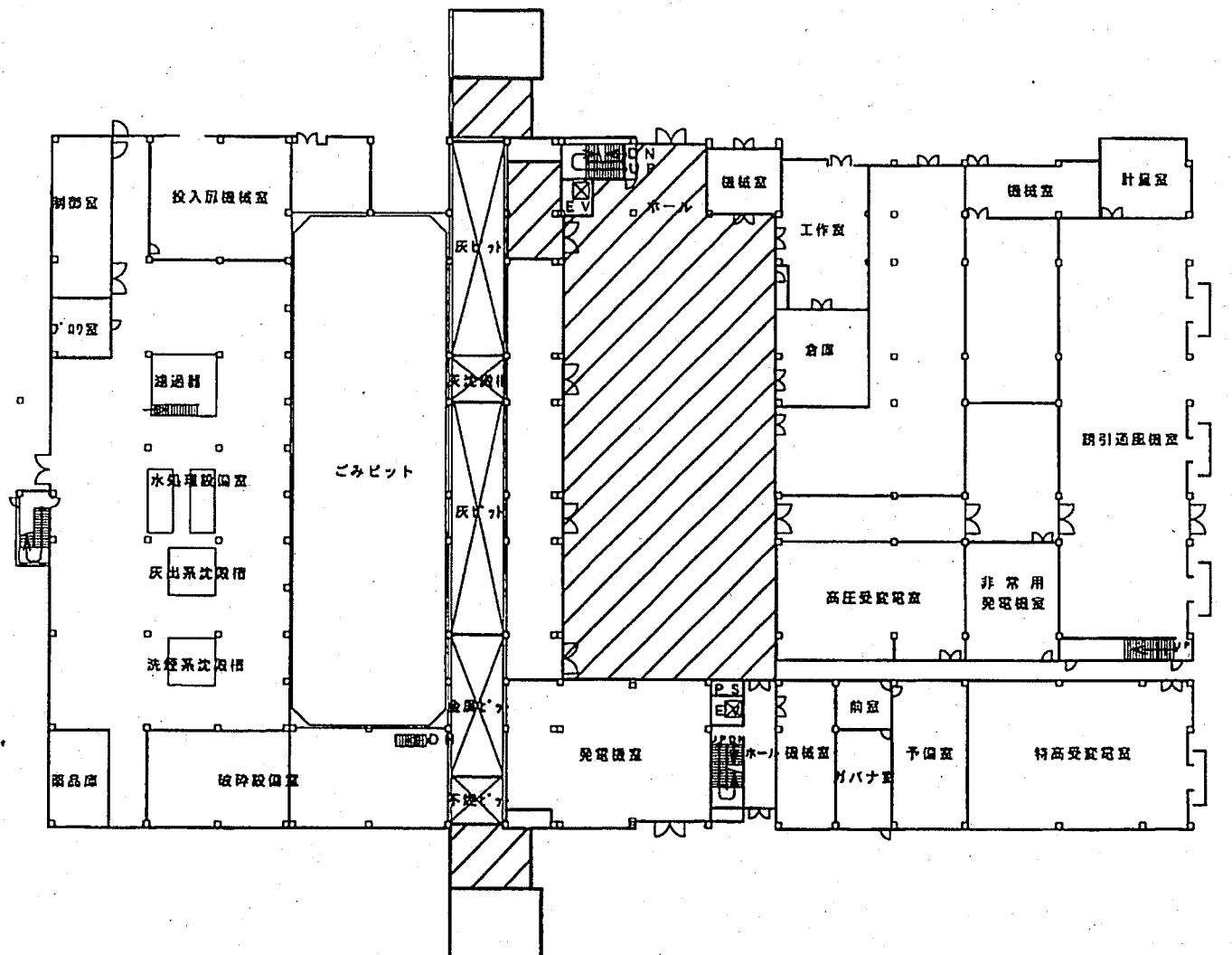
(記入上の注意)

- ・それぞれ、所属及び役職を併せて記載すること。
- ・作業指揮者は作業内容等を考慮し、1名以上選任すること。
- ・ダイオキシン類対策実施責任者及び作業指揮者を変更する場合は、事前に本選任届を提出すること。

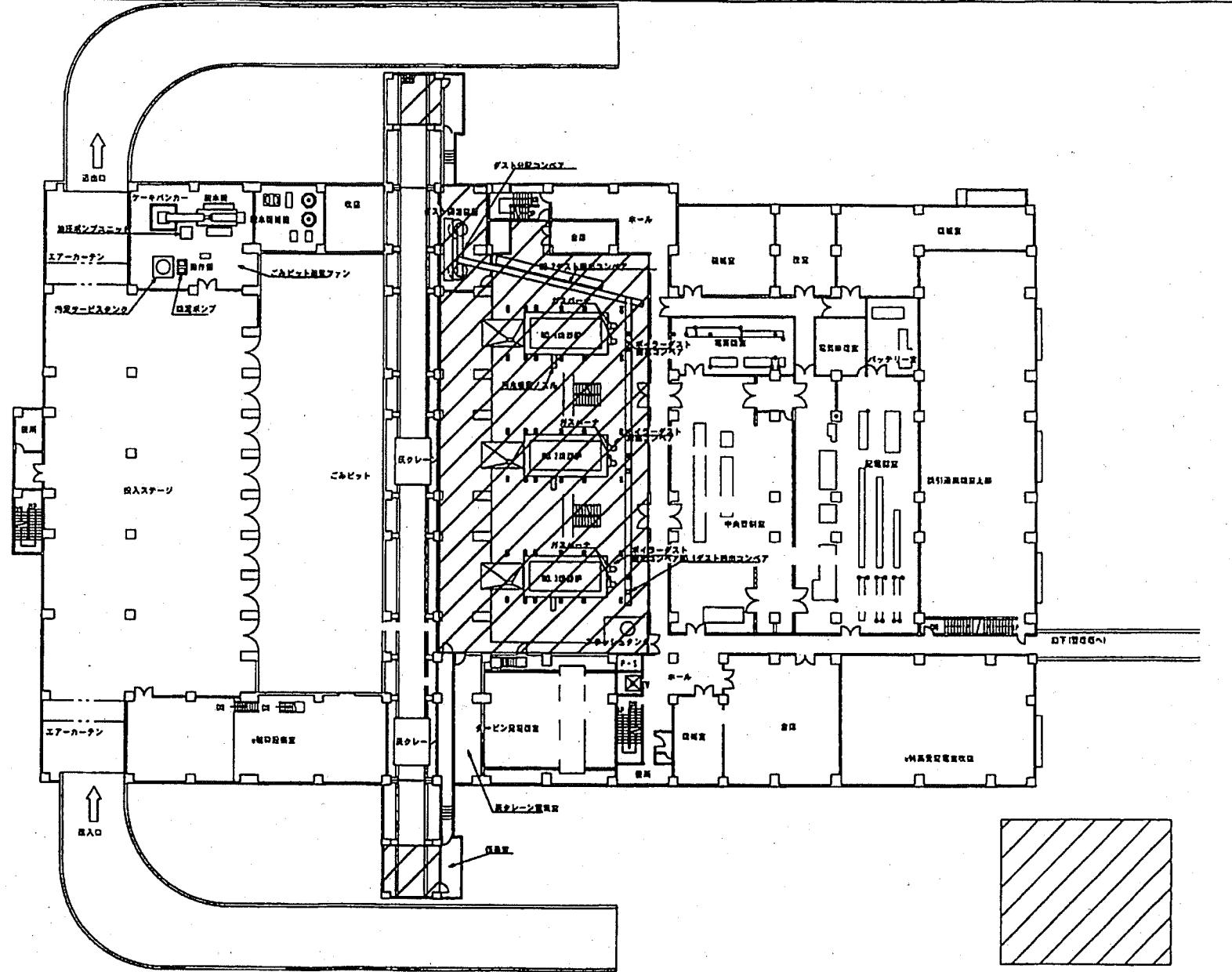


保護具着用対象範囲

横須賀市 資源循環部南処理工場		図番	1 / 6	図面名称	工場棟 地階平面図					
名 称	ダイオキシン類暴露防止推進計画 別図 - 1	縮 尺	一	作 図						

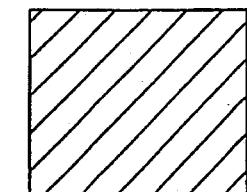
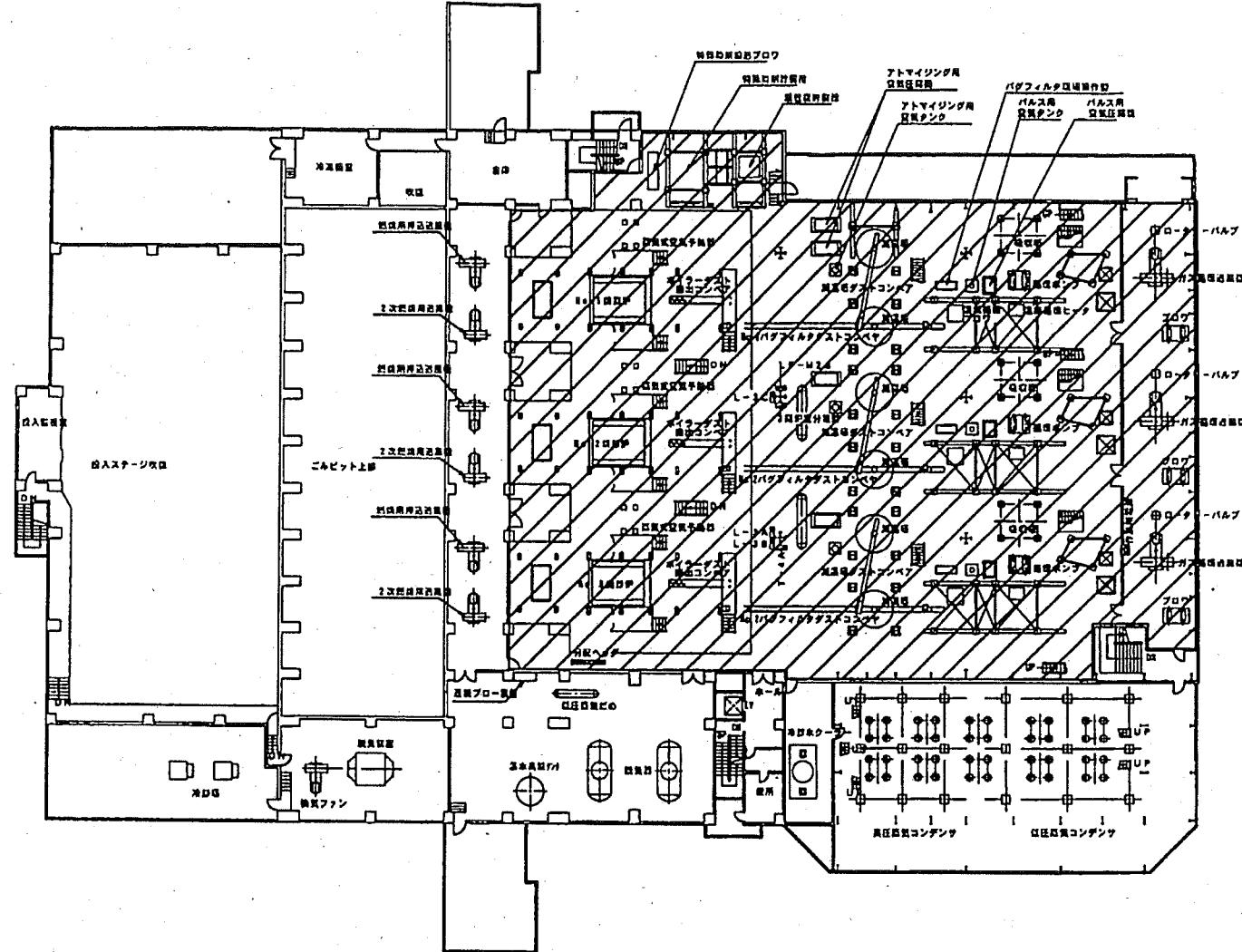


横須賀市 資源循環部南処理工場		図番	2 / 6	図面名称	工場棟 1階平面図						
名 称	ダイオキシン類曝露防止推進計画 別図 - 2			縮 尺	一		作 図				



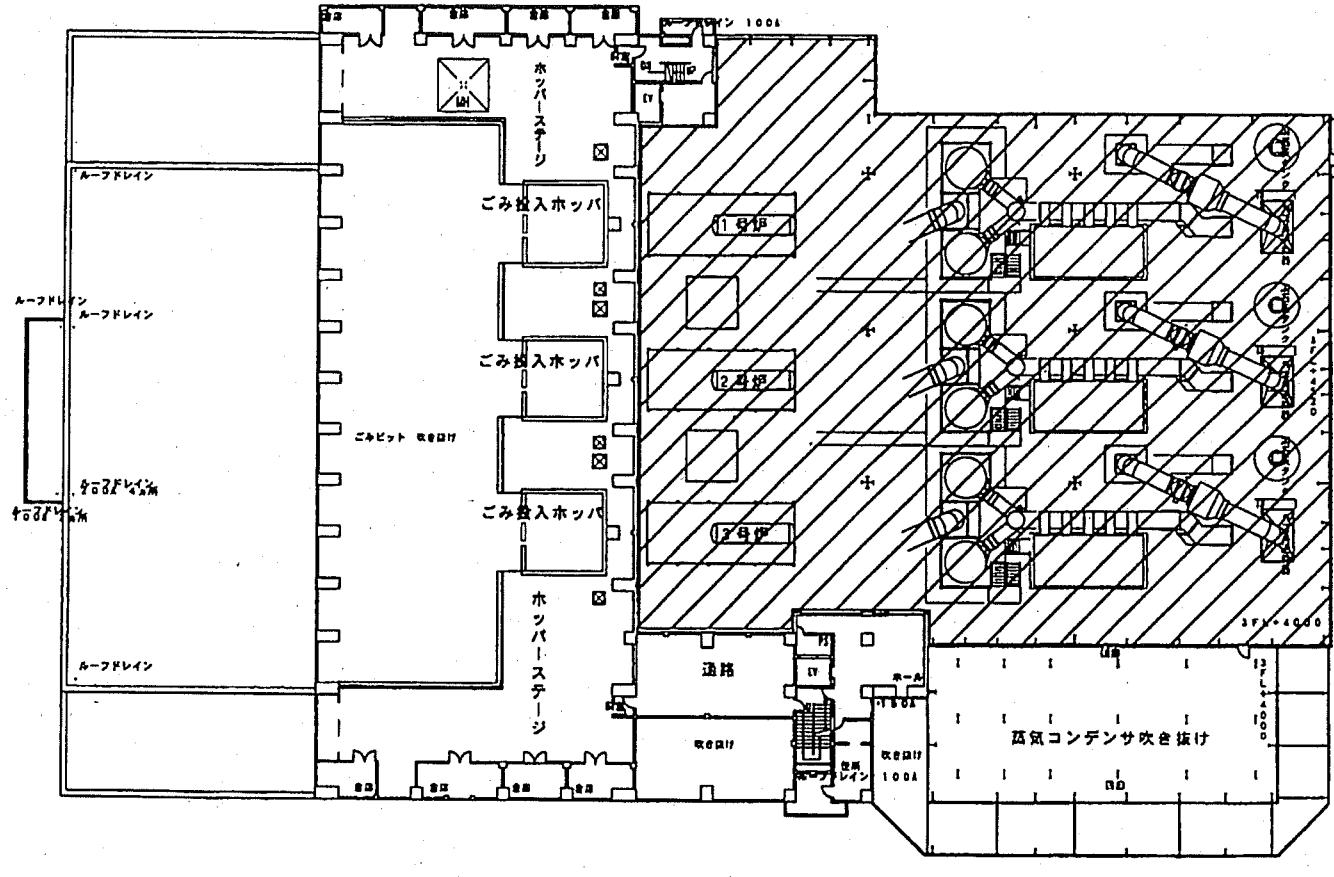
保護具着用対象範囲

横須賀市 資源循環部南処理工場	図番 3 / 6	図面名称	工場棟 2階平面図						
名 称	ダイオキシン類曝露防止推進計画 別図 - 3	縮 尺	一	作 図					



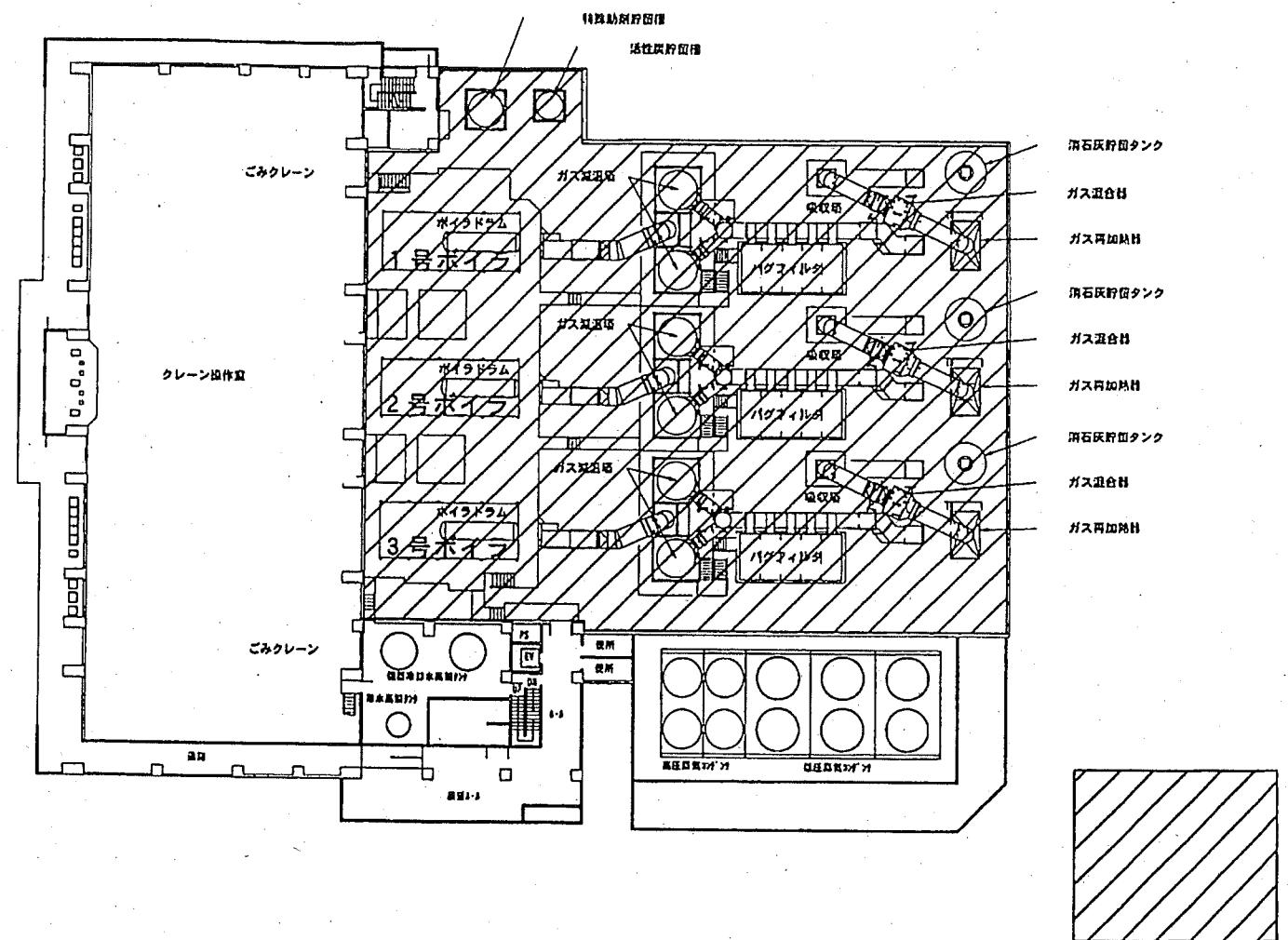
保護具着用対象範囲

横須賀市 資源循環部南処理工場		図番	4 / 6	図面名称	工場棟 3階平面図						
名 称	ダイオキシン類暴露防止推進計画 別図・4			縮 尺	—	作 図					



保護具着用対象範囲

横須賀市 資源循環部南処理工場		図番	5 / 6	図面名称	4階平面図				
名 称	ダイオキシン類暴露防止推進計画 別図 - 5	縮 尺	-	作 図					



保護具着用対象範囲

横須賀市 資源循環部南処理工場		図番	6 / 6	図面名称	5階平面図					
名 称	ダイオキシン類曝露防止推進計画 別図 - 6	縮 尺	一	作 図						

令和2年度

南処理工場煙突部他解体撤去工事に係る調査計画設計業務委託

内訳書

請負委託料

業務価格

名 称	摘要	数 量	単位	単 価	金 領	備 考
種目内訳						
直接原価						
1. 直接人件費			1-	式		
2. 直接経費			1-	式		
計						
調査費			1-	式		
間接費			1-	式		
間接原価			1-	式		
一般管理費等			1-	式		
合 計	(業務価格)					万円止
消費税相当額						
業務委託料						

1. 有害物質等調査業務報告書の作成は令和2年度国土交通省測量業務積算基準を参考にしています。
 2. 上記以外は令和2年度国土交通省土木設計業務等積算基準を参考にしています。
 3. 技術者単価は令和2年度国土交通省設計業務委託等技術者単価を採用しています。

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
科目内訳						
1. 直接人件費						
1) 有害物質等調査業務報告書の作成		1-	式			
2) 解体撤去工事計画書の作成		1-	式			
3) 解体撤去工事発注図書の作成		1-	式			
4) 財産処分報告書の作成		1-	式			
計						
2. 直接経費						
1) 有害物質等調査業務報告書の作成		1-	式			
2) 解体撤去工事計画書の作成		1-	式			
3) 解体撤去工事発注図書の作成		1-	式			
4) 財産処分報告書の作成		1-	式			
計						
3. 調査費						
1) 有害物質等調査業務報告書の作成		1-	式			
計						
4. 間接費						
1) 有害物質等調査業務報告書の作成		1-	式			
計						
5. 間接原価						
1) 解体撤去工事計画書の作成		1-	式			
2) 解体撤去工事発注図書の作成		1-	式			
3) 財産処分報告書の作成		1-	式			
計						
6. 一般管理費						
1) 解体撤去工事計画書の作成		1-	式			
2) 解体撤去工事発注図書の作成		1-	式			
3) 財産処分報告書の作成		1-	式			
計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
細目内訳						
1. 直接人件費						
1) 有害物質等調査業務報告書の作成						
測量主任技師		9	人			
測量技師		2	人			
測量技師補		10	人			
測量助手		10	人			
小計		31	人			
2) 解体撤去工事計画書の作成						
主任技師		8	人			
技師 (A)		8	人			
技師 (B)		17	人			
技師 (C)		13	人			
小計		46	人			
3) 解体撤去工事発注図書の作成						
主任技師		8	人			
技師 (A)		3	人			
技師 (B)		6	人			
技師 (C)		19	人			
小計		36	人			
4) 財産処分報告書の作成						
主任技師		1	人			
技師 (A)		2	人			
技師 (B)		2	人			
小計		5	人			
2. 直接経費						
1) 有害物質等調査業務報告書の作成						
旅費交通費		1-	式	40,000	見積	
印刷製本費		1-	式	110,000	見積	
機材損料等		1-	式	200,000	見積	
小計				350,000		
2) 解体撤去工事計画書の作成						
旅費交通費		1-	式	10,000	見積	
印刷製本費		1-	式	100,000	見積	
小計				110,000		
3) 解体撤去工事発注図書の作成						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
旅費交通費		1-	式		10,000	見積
印刷製本費		1-	式		100,000	見積
小計					110,000	
4) 財産処分報告書の作成						
旅費交通費		1-	式		10,000	見積
印刷製本費		1-	式		100,000	見積
小計					110,000	
3. 調査費						
1) 有害物質等調査業務報告書の作成						
ダイオキシン類		6	検体	80,000	480,000	見積
重金属類		6	検体	50,000	300,000	見積
アスベスト		10	検体	30,000	300,000	見積
小計					1,080,000	
4. 間接費						
1) 有害物質等調査業務報告書の作成						
諸経費		1-	式			
小計						
5. 間接原価						
1) 解体撤去工事計画書の作成						
その他原価		1-	式			
小計						
2) 解体撤去工事発注図書の作成						
その他原価		1-	式			
小計						
3) 財産処分報告書の作成						
その他原価		1-	式			
小計						
6. 一般管理費						
1) 解体撤去工事計画書の作成						
一般管理費		1-	式			
小計						
2) 解体撤去工事発注図書の作成						
一般管理費		1-	式			
小計						

